

和歌山地方最低賃金審議会特別小委員会

資料目次

- 1 和歌山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程
- 3 和歌山県産業別最低賃金制度の改善について（検討小委員会報告）
- 4 特定最低賃金の改正の必要性に関する形式的審査結果
- 5 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に係る申出書（抜粋）
- 6 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正に係る申出書（抜粋）
- 7 和歌山県百貨店，総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定に係る申出書（抜粋）
- 8 最低賃金の決定等の必要性の有無について（諮問）写
- 9 特定最低賃金の適用対象
- 10 令和2年度 該当産業別最低賃金 全国一覧表
- 11 和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山地方最低賃金審議会
特別小委員会名簿

令和3年8月

区分	氏名	
公益代表	岡田 真理子	和歌山大学経済学部
	金川 めぐみ	和歌山大学経済学部
	和中 修二	公認会計士
労働者代表	北道 剛士	JEC連合和歌山地方連絡会
	澤井 知博	UAゼンセン和歌山県支部
	濱地 正由	連合和歌山
使用者代表	児玉 征也	和歌山県経営者協会
	原 康雄	和歌山県中小企業団体中央会
	山本 和秀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。

3 委員長は、会務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。

4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として非公開とする。

3 議事要旨は、原則として公開とする。

(報告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

(附則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和元年8月5日

(案)

和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。

3 委員長は、会務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。

4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への

(案)

出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会 議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、~~議事録には委員長及び~~
~~委員長の指名した委員2人が署名~~するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として非公開とする。
3 議事要旨は、原則として公開とする。

(報 告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和元年8月5日

一部改正 令和3年8月 日

平成15年12月1日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 小野朝男 殿

和歌山地方最低賃金審議会

産業別最低賃金制度改善検討小委員会

委員長 小野朝男

和歌山県産業別最低賃金制度の改善について（報告）

当小委員会は、平成15年5月16日和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告を基に平成15年7月31日の本審において中間報告したところであるが、累次にわたり慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	小野朝男	山中 静
労働者代表委員	後藤武幸	村上正次
使用者代表委員	尾崎武久	塩路茂一

（五十音順）

産業別最低賃金制度改善検討小委員会報告

平成15年11月14日

1 関係労使当事者間の意思疎通について

意向表明後、意向表明がなされた事実を審議会委員及び意向表明者が労働組合である場合はその使用者に、意向表明者が使用者である場合には当該使用者に關係する労働組合あてに事務局から通知するものとする。

また、通知を受けた関係労使は、引き続き意思疎通に努めるものとする。

関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

2 関係労使の参加による必要性審議について

本年度は、産業別最低賃金設定の趣旨を重視し、労使委員の努力により全会一致となったところであり、必要性審議については、引き続き本審委員による特別小委員会において調査審議を行い、全会一致の議決に努めるものとする。

なお、特別小委員会の調査審議に当たっては、改正申出書の内容、当該産業のおかれた状況等からみて、「必要性無し」が明らかである場合を除き、可能な限り「必要性有り」の答申とし、公示等による関係労使の意見聴取が可能な専門部会による審議の場を確保するものとする。

関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

3 金額審議における全会一致の議決に向けた努力について

本年度は、産業別最低賃金設定の趣旨を重視し、労使委員の努力により全会一致となったところであり、今後も、決定又は改正の金額審議に当たっては、全会一致の議決に努めるものとする。

金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

4 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保について

今後とも、関係労使それぞれの立場で自主的な努力により創意工夫を凝らし、周知及び履行確保に努めるものとする。

関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保

産業別最低賃金の周知及び履行確保について、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格にかんがみ、行政の役割とあいまって、当該産業別最低賃金が適用される関係労使がその自主的な努力により、産業別最低賃金の周知及び履行確保に努めることが望ましい。

5 労働協約ケースによる申出に向けた努力について

和歌山県鉄鋼業最低賃金については、本年度、労働協約ケースに移行したところであるが、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金については、当面、公正競争ケースによるものとし、労働協約ケースへの移行は今後の課題とする。

労働協約ケースによる申出に向けた努力

平成 10 年報告を踏まえ、関係労使の努力により労働協約ケースが増加してきているところであるが、今後においても平成 10 年報告の再確認を通じ、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めることとする。

なお、公正競争ケースによる申出において、申出者は平成 10 年報告を踏まえ、賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ることとする。

6 適用労働者数の要件について

最低賃金が適用される「相当数の労働者」の範囲については、和歌山県鉄鋼

業最低賃金、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金とも1,000人程度とする。

適用される労働者数が1,000人程度を下回った場合は、意向表明を受けて、速やかに審議会の中に検討の場を設けるものとする。

適用労働者数の要件

「新しい産業別最低賃金の運用方針（昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申）」において、新しい産業別最低賃金については「相当数の労働者に当該最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない」とされていること、また、昭和61年答申における新産業別最低賃金への転換に係る経過措置として「「相当数の労働者」の範囲については、地方最低賃金審議会において、原則として1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする」とされていることを考慮し、産業別最低賃金における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。

7 適用労働者数等の通知について

適用労働者数等を労使双方で確認するため、意向表明があった場合、審議会委員及び意向表明者並びに意向表明者が労働組合である場合はその使用者に、意向表明者が使用者である場合には当該使用者に係る労働組合あてに事務局から通知するものとする。

適用労働者数等の通知

産業別最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるようにするため、当該申出の意向表明後速やかに、最低賃金審議会事務局から当該産業別最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知することとする。

8 産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討について

平成14年度から和歌山県最低賃金が時間額単独方式に移行したことにより、産業別最低賃金についても、賃金支払形態、所定労働時間などの異なる労働者について、最低賃金適用上の公平、就業形態の多様化、さらには、分かりやすさの観点から、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金が昨年度から時間額単独方式に移行し、和歌山県鉄鋼業最低賃金については、本年度、関係労使の努力により時間額単独方式に移行した。

今後においても、時間額のみを設定とし、日額は決定しないものとする。

産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討

地域別最低賃金の表示単位期間については、平成 14 年度からすべての都道府県で時間額単独方式に移行したところであり、産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

【注：枠内は、平成 16 年度の産業別最低賃金に係る審議資料用とするため、平成 15 年度に「和歌山地方最低賃金審議会産業別最低賃金制度改善検討小委員会」で検討した「14 年全協報告」を参考のため挿入したものである。】

平成15年12月1日

1 平成14年12月6日に出された「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」いわゆる「全協報告」については、平成15年3月5日開催の平成14年度第6回本審において伝達された。

全協報告の趣旨は、「地方最低賃金審議会がその自主性を発揮しつつ、全協報告に沿った改善を行い、一層円滑な審議と運用がなされることを期待する。」というものであった。

2 平成15年4月18日の第7回本審においては、「全協報告については、検討すべき事項が多岐にわたることから小委員会を設け検討することが望ましい。」との結論に至り、平成15年5月16日開催の第43期委員による第1回本審において、本審委員公労使各2名による「産業別最低賃金制度改善検討小委員会」が設置された。

3 第1回検討小委員会を6月12日に、第2回検討小委員会を7月14日に開催し、「必要性の有無は従来どおり特別小委員会で審議することが望ましい。」との中間報告を7月31日開催の第2回本審で行ったところである。

4 その後、本年度の産別審議を終了した後の11月14日の第3回検討小委員会においては、前回までの検討事項に加え、特別小委員会(8月19日)や本年度の産別最賃の専門部会が出された意見についても検討し、労使双方委員から産別最賃に対する考え方が述べられた。

5 特に、必要性審議の持ち方、周知に当たっての適用対象事業場を特定する困難さ等、産別最賃特有の問題についても慎重に検討されたところである。

今後、検討小委員会報告が労使委員の申し合わせ事項として尊重されることを期待して取りまとめられたものである。

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

和歌山労働局

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考
	団体名				
鉄鋼業	令和3年7月16日	改正決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 5,025名	適正 / % 63.5 % (61.3 %)	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	日本基幹産業労働組合連合会 和歌山県本部 委員長 山本 龍一		申出を行う者が代表する基幹的労働者 2団体 3,193名 (日本製鉄和歌山労組 3,080名)		
百貨店,総合スーパー	令和3年6月25日	改正決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 1,652名	適正 / % 78.3 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 田中 博景		申出を行う者が代表する基幹的労働者 3団体 994名 5事業所 300名		
百貨店,総合スーパー 各種食料品小売業	令和3年6月25日	決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 11,218名	適正 / % 40.8 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 田中 博景		申出を行う者が代表する基幹的労働者 7団体 3,067名 68事業所 1,509名		

2021年7月16日

和歌山労働局長 殿

和歌山県和歌山市湊1850番地
日本基幹産業労働組合連合
和歌山県本
委員長 山本 龍
(日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出るものが代表する基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者5,025人。
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能修得中の者
 - (3) 清掃又は業務に主として従事する者
3. 金額改正の決定を申し出る最低賃金の件名
和歌山県鉄鋼業最低賃金
4. 申し出の内容
上記3の最低賃金改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて、最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の、概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
6. 添付書類
 - (1) 労使の協定書
 - (2) 労働組合の決議書
 - (3) 申請代表者に対する委任状（合意書を含む）
 - (4) 和歌山県下における鉄鋼業の事業所数と、労働者の概要、および合意の効力がおよぶ労働者の範囲

以 上



令和3年 6月25日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 田中 博

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店・総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。

(1, 294名)

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (2) 申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正



規労働者と、パートタイマーに大きな賃金格差の改正のため範囲と金額の見直しを求める。

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 協議組織に於ける合意の内容を表す書面
- (4) 機関決定の書面
- (5) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (6) 申し出代表者に対する委任状
- (7) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

令和3年 6月25日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議

議長 田中 博

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業の最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業を営む使用者に使用される労働者。

(4, 576名)

2. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(イ) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (イ) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (ロ) 申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正規労働者と、パートタイマーに大きな賃金格差の改正のため範囲と金額の見直しを求める。



5. 添付書類

- (イ) 労働協約の写し
- (ロ) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (ハ) 協議組織に於ける合意の内容を表す書面
- (ニ) 機関決定の書面
- (ホ) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (ヘ) 申し出代表者に対する委任状
- (ト) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

和労発基 0727 第 1 号
令和 3 年 7 月 27 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山信彦 殿

和歌山労働局長
池田真澄

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 6 月 25 日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 田中博景から、また、令和 3 年 7 月 16 日付けをもって申出代表者日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部委員長 山本龍一から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金
（平成 20 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和歌山県鉄鋼業最低賃金
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和労発基 0727 第 2 号
令和 3 年 7 月 27 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山信彦 殿

和歌山労働局長
池田真澄

最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 6 月 25 日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 田中博景から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（写）のとおり、和歌山県百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

和歌山

30

区分	最低賃金件名 〔新設発効年月日〕 適用範囲	最低賃金額 時 間 (改正発効年月日)	適用使用者数(人) 適用労働者数
地域別	和歌山県最低賃金 〔S48.1.20〕 和歌山県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	831円 (R2.10.1)	31,377 324,700
特 定 最 低 賃 金	和歌山県鉄鋼業最低賃金 [㊦] 〔H2.3.25〕 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で鉄鋼業(鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	949円 (R2.12.30)	23 5,030
	和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金 [㊦] 〔H2.5.19〕 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	851円 (R3.2.11)	10 1,650

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。

2 特定最低賃金（令和3年3月末日現在効力を有するもの）

(1) 新産業別最低賃金

(単位：円)

都道府県名	食料品・飲料製造業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	893	—		R 2.12.6
千葉	889	—		H29.12.25
香川	821	—		R 2.12.15
宮崎	678	—		H26.12.26
沖縄	683	—	畜産食料品製造業	H25.12.11
沖縄	769	—	糖類製造業	H30.11.25
沖縄	686	—	清涼飲料、酒類製造業	H25.11.23

都道府県名	塗料製造業			発効日
	時間額	日額		
栃木	965	—		R 2.12.31
神奈川	894	—		H27.3.1
大阪	971	—		R 2.12.1
兵庫	973	—		R 2.12.1

都道府県名	ゴム製品製造業			発効日
	時間額	日額		
静岡	897	—		R 1.12.21

都道府県名	繊維工業関係			発効日
	時間額	日額		
石川	782	—		H29.12.31
福井	830	—	化学繊維を含む	R 1.12.24
愛知	732	—		H20.12.16
滋賀	789	—	注1	H28.12.30
兵庫	800	—		H28.3.1

都道府県名	窯業・土石製品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
三重	901	—		R 2.12.21
滋賀	924	—		R 2.12.31
岡山	924	—		R 1.12.19
佐賀	793	—		R 2.12.2

都道府県名	造作材・合板・建築用組立材料製造業			発効日
	時間額	日額		
徳島	875	—		R 2.12.21

都道府県名	パルプ・紙・紙加工品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
静岡	786	—		H27.12.31
愛媛	924	—		R 2.12.25

都道府県名	印刷・同関連産業関係			発効日
	時間額	日額		
長野	850	—		R 1.12.31
京都	765	—		H22.12.18

都道府県名	鉄鋼業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	967	—		R 1.12.1
青森	903	—		R 2.12.21
岩手	852	—	金属製品を含む	R 2.12.31
宮城	925	—		R 2.12.15
茨城	945	—		R 1.12.31
群馬	921	—		R 2.12.31
千葉	995	—		R 2.12.25
東京	871	—		H26.3.23
神奈川	874	—		H26.3.15
愛知	976	—		R 2.12.16
三重	739	5,907		H10.12.15
大阪	968	—		R 2.12.1
兵庫	964	—		R 2.12.1
和歌山	949	—		R 2.12.30
島根	922	—		R 2.11.13
岡山	962	—		R 1.12.14
広島	970	—		R 2.12.31
山口	967	—	非鉄金属を含む	R 2.12.15
福岡	976	—		R 2.12.10
大分	951	—		R 2.12.25

都道府県名	各種商品小売業		
	時間額	日額	発効日
青森	825	—	R 2.12.21
岩手	767	—	H28.12.11
茨城	874	—	R 2.12.31
栃木	874	—	R 2.12.31
埼玉	849	—	H28.12. 1
千葉	848	—	H28.12.25
新潟	842	—	R 1.12.31
長野	857	—	R 2.12.31
静岡	886	—	R 1.12.21
愛知	847	—	H28.12.16
滋賀	840	—	H30.12.29
京都	910	—	R 1.12.22
兵庫	797	—	H28. 2. 1
鳥取	718	—	H28.12.17
岡山	880	—	R 1.12.25
広島	878	—	R 1.12.31
愛媛	810	—	R 2.12.25
大分	716	—	H28.12.25
宮崎	705	—	H27.12.24
沖縄	770	—	H30.11.23

都道府県名	自動車小売業関係		
	時間額	日額	発効日
青森	864	—	R 2.12.21
岩手	863	—	R 2.12.31
宮城	891	—	R 2.12.24
秋田	864	—	新車、自動車部品・附属品を含む R 2.12.25
福島	868	—	R 2.12.24
埼玉	962	—	R 2.12. 1
千葉	922	—	新車 H30.12.25
神奈川	842	—	H23.12.21
新潟	920	—	新車、自動車部品・附属品を含む R 2.12.18
富山	769	—	新車 H23. 1.20
愛知	943	—	新車 R 1.12.16
愛知	800	—	新車、自動車部品・附属品を含む R 2.12.16
京都	911	—	新車 R 2. 1. 9
大阪	965	—	R 1.12. 1
兵庫	901	—	R 1.12. 1
奈良	885	—	R 2.12.31
島根	872	—	新車 R 2.11.29
広島	913	—	R 2.12.31
福岡	941	—	新車 R 2.12.10
大分	848	—	新車 R 2.12.25
宮崎	832	—	新車 R 2.12.30
鹿児島	847	—	新車 R 2.12.24
沖縄	770	—	新車 H30.11.18

都道府県名	百貨店、総合スーパー		
	時間額	日額	発効日
岩手	800	—	H30.12.28
富山	865	—	R 2.12. 9
石川	865	—	R 2.12.31
福井	840	—	R 2.12.24
和歌山	851	—	R 3. 2.11
島根	750	—	H29.11.22
山口	859	—	R 2.12.15
福岡	889	—	R 1.12.10
熊本	796	—	R 2.12.15
鹿児島	693	—	H26.12.26

都道府県名	自動車整備業関係		
	時間額	日額	発効日
山形	865	—	R 2.12.25

都道府県名	一般貨物自動車運送業		
	時間額	日額	発効日
高知	910	—	H19. 6. 2

- 注1 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業
- 注2 洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素材形製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等、その他の金属製品製造業
- 注3 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く
- 注4 船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）、船体ブロック製造業
- 注5 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48.1.20 和歌山市以外 48.3.1						
昭和48年	1,250	157	49.3.30						
昭和49年	1,640	205	50.2.27						
昭和50年	1,896	237	51.2.27						
昭和51年	2,080	260	51.11.13						
昭和52年	2,281	286	52.10.31						
昭和53年	2,426	304	53.10.9						
昭和54年	2,576	322	54.10.6						
昭和55年	2,755	345	55.10.18						
昭和56年	2,930	367	56.10.10						
昭和57年	3,087	386	57.10.6						
昭和58年	3,185	399	58.10.6						
昭和59年	3,283	411	59.10.5						
昭和60年	3,401	426	60.10.3						
昭和61年	3,503	438	61.10.1						
昭和62年	3,580	448	62.10.1						
昭和63年	3,687	461	63.10.1						
平成元年	3,837	480	1.10.1	4,327	541	2.3.25			
平成2年	4,022	503	2.10.1	4,565	571	2.12.26	4,192	524	2.5.19
							4,424	553	3.3.16
平成3年	4,218	528	3.10.1	4,839	605	3.12.30	4,674	585	3.12.30
平成4年	4,394	550	4.10.1	5,054	632	4.12.30	4,880	610	4.12.30
平成5年	4,529	569	5.10.1	5,214	652	5.12.30	5,040	630	5.12.30
平成6年	4,637	582	6.10.1	5,348	669	6.12.30	5,168	647	6.12.30
平成7年	4,743	594	7.10.1	5,470	683	7.12.30	5,280	661	7.12.30
平成8年	4,842	606	8.10.1	5,584	697	8.12.30	5,399	676	8.12.30
平成9年	4,948	619	9.10.1	5,706	712	9.12.30	5,519	691	9.12.30
平成10年	5,037	630	10.10.1	5,800	725	10.12.30	5,613	704	10.12.30
平成11年	5,082	635	11.10.1	5,850	732	11.12.30	5,663	710	11.12.30
平成12年	5,122	641	12.10.1	5,896	738	12.12.30	5,707	716	12.12.30
平成13年	5,157	645	13.10.1	5,931	742	13.12.30	5,742	720	13.12.30
平成14年		645	14.10.1	5,937	743	14.12.30		721	14.12.30
平成15年		645	14.10.1		744	15.12.30		721	14.12.30
平成16年		645	14.10.1		747	16.12.30		721	14.12.30
平成17年		649	17.10.1		752	17.12.30		723	17.12.30
平成18年		652	18.10.1		757	18.12.30		727	18.12.30
平成19年		662	19.10.20		769	19.12.30		732	19.12.30
平成20年		673	20.10.31		782	20.12.30		738	20.12.30
平成21年		674	21.10.31		785	21.12.30		739	21.12.30
平成22年		684	22.10.29		793	22.12.30		741	22.12.30
平成23年		685	23.10.13		799	23.12.30		743	24.1.6
平成24年		690	24.10.1		805	24.12.30		747	24.12.30
平成25年		701	25.10.19		818	25.12.30		754	25.12.30
平成26年		715	26.10.17		834	26.12.30		765	26.12.30
平成27年		731	27.10.2		849	27.12.31		780	28.1.3
平成28年		753	28.10.1		871	28.12.30		799	28.12.30
平成29年		777	29.10.1		895	29.12.30		810	29.12.30
平成30年		803	30.10.1		921	30.12.30		830	30.12.30
令和元年		830	1.10.1		948	1.12.30		850	1.12.30
令和2年		831	2.10.1		949	2.12.30		851	3.2.11